

鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン

1 目的

このガイドラインは、市内において風力発電施設の設置等を行おうとする事業者に対し、生活環境、自然環境、歴史・文化的資源等の保全の観点から自主的に遵守すべき事項や調整手順を明らかにすること等により、事業者と市民の相互理解のもとで、「鶴岡市地域エネルギービジョン」に基づき再生可能エネルギー利用の円滑な推進が図られるようにすることを目的とする。

2 定義

ア 本ガイドラインにおいて「風力発電施設」とは、風力発電の施設及び当該施設の設置に伴う送電線等の付帯設備をいう。(※1)

イ 本ガイドラインにおいて「設置等」とは、施設の新設、増設又は大規模な改修をいう。(※2)

3 対象

(1) 対象施設

ア 本ガイドラインは風力発電施設の設置等を対象とする。

イ 発電設備容量が合計 100kW 未満 (※3) の風力発電施設については対象外とする。

ウ 環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)、又は山形県環境影響評価条例(平成11年7月23日山形県条例第29号)に基づく環境アセスメントを実施する風力発電施設については、風力発電事業の実施に係る事前協議届出書(様式1)を提出することとし、環境アセスメントの実施にあたっては本ガイドラインに記載されている事項を十分に考慮するものとする。

(2) 対象地域

本ガイドラインは市内全域を対象とする。ただし、近隣の市町村において風力発電施設の設置等を行う場合であっても、本市に影響を及ぼす恐れがある場合は、本ガイドラインを適用する。

(3) 制限対象区域

前項に定める対象地域の内、日本遺産認定の「出羽三山」及び国指定名勝「金峯山」に関連する区域など、本市の豊かな自然環境や歴史・文化的資源から構成され良好な景観を形成する区域については、風力発電施設の設置を認めない。

4 設置等に当たって事業者が遵守すべき基準

風力発電施設の設置等に当たり、事業者は次に掲げる事項の遵守に努めるものとする。

(1) 住宅等との距離

- ア 住宅等（※4）と当該風力発電施設との距離は、地上と風車の最高点との長さの3倍以上とすること。ただし、その距離が600m（※5）に満たないときは600m以上とすること。この場合において住宅等との距離とは、住宅等と風車におけるタワー基礎部分との水平距離をいう。
- イ やむをえず前項の要件を満たすことが困難な場合は、当該住宅等の住民（住宅以外の施設にあっては主たる管理者）より、風力発電施設の設置等について、同意を書面で得ること。
- (2) 騒音
- ア 環境基準が設定されている地域については、当該風力発電施設の設置予定位置から最寄りの住宅等において、騒音に係る環境基準（※6）の基準値を超えないこと。
- イ 環境基準が設定されていない地域については、騒音に係る環境基準のB類型の基準値を超えないこと。
- (3) 低周波音
- 低周波音については、住宅等において環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参照値（※7）（※8）を超えないこと。
- (4) 振動
- 振動については、当該風力発電施設の設置予定位置から直近にある住宅等の敷地境界上において、振動に基づく地域の指定及び規制基準の設定について（平成24年鶴岡市告示第75号）に定める第2種区域の基準値（※9）を超えないこと。
- (5) 電波障害
- テレビ電波等（※10）に影響が発生しないよう十分に配慮し、必要な措置を講じること。
- (6) 自然環境
- 風力発電施設の設置等によって自然環境に与える影響を可能な限り回避するよう十分に配慮し、必要な措置を講じること。
- (7) 景観
- ア 風力発電施設の設置等に当たって、鶴岡市景観条例（平成20年鶴岡市条例第17号）第4条の規定（※11）に基づき、良好な景観の形成を図ること。
- イ 四季、昼間及び夜間における景観の変化を視覚的な表現方法（※12）によって予測し、予測した結果を市に対して提出すること。
- ウ 配置、デザイン及び色彩等（※13）は、周囲の景観と調和が図られること。
- エ 景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合（※14）は、必要な措置を講じること。
- (8) 広告物
- 風力発電施設及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないもので、管理上必要とされる最小限

の広告物のみを表示すること。

(9) 光害

風力発電施設及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、周辺環境への影響が発生しないよう、必要な措置を講じること。

(10) 災害防止

ア 災害発生時の緊急連絡体制を整備すること。

イ 雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう適切な対策を講ずること。

ウ 土砂災害警戒区域及び急傾斜地への設置は災害防止の観点から避けること。

(11) 文化財

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第1条（※15）に規定する文化財の保護及び活用が図られるよう計画するものとし、指定文化財（※16）及び埋蔵文化財（※17）以外の文化財についても、風力発電施設の設置等の影響から保護するよう努めること。

5 設置等に当たっての調整手順

(1) 市の窓口

事業者は、市民部環境政策課を市の窓口として、風力発電施設の設置等について市の所管部署と協議するものとする。

(2) 設置等に関する事前説明

ア 事業者は、風況調査開始前、又は環境アセスメント手続き開始6か月前のいずれか早い時期までに、当該事業の計画概要について風力発電事業の実施に係る事前協議届出書（様式1）に必要な資料等を添付し、市に対して事前に説明を行なうものとする。

市は、風力発電事業の実施に係る事前協議届出書の提出があった場合、事業者と協議のうえ、速やかに事業計画を公表するものとする。

イ 事業者は、風況調査開始前、又は環境アセスメント手続き開始6か月前のいずれか早い時期までに、風力発電施設の想定事業区域から2km以内の範囲に含まれる住民自治組織、住民及び周辺地権者（以下「住民等」という。）並びに市が指定する者に対して、事前に説明会を実施し、景観の変化を視覚的に表現したシミュレーション画像（※18）等具体的な資料を提示し合意形成を図るものとする。

(3) 設置等に係る届出

事業者は、設置等の地域及び規模の概要を計画した時点で風力発電事業の実施に係る届出書（様式2）に必要な資料等を添付し、市へ提出するものとする。なお、様式1、又は様式2の提出後、事業を変更または中止する場合には、風力発電事業の実施に係る変更（中止）届出書（様式3）を市へ提出するものとする。

(4) 法規制に係る協議

ア 事業者は、風力発電施設の設置等に係る法規制について、市の所管課又は関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。

イ 想定される主な法規制は別表 1 のとおり。

(5) 住民等の同意

ア 事業者は、5- (2) -イに定める住民等との合意形成を図るとともに、説明を行う住民等が属する住民自治組織及び市が指定する関係機関、団体等の同意を書面で得るものとする。

イ 事業者は、事業の説明を受けて住民等から出された質疑、意見等を市に報告するとともに、適切に対応するものとする。

ウ 事業者は、設置等に係る進捗状況について、必要に応じて市及び住民等に報告するものとする。

(6) 専門家等の意見聴取

市は、生活環境、自然環境及び景観、文化財等の保全・保護の観点から、必要に応じて専門家等（※19）の意見を聴取する。

6 設置等に係る工事中及び工事完了後における事項

事業者は、風力発電施設の設置等に係る工事中及び工事完了後においても、「4 設置等に当たって事業者が遵守すべき基準」、及び鶴岡市生活環境保全条例（平成 17 年条例第 151 号）第 3 条第 3 項の規定に基づく責務（※20）の遵守に努めなければならない。

7 設置後の維持管理等

(1) 事業者は、設置等が完了した時点で発電施設設置報告書（様式 4）に必要な資料等を添付し、市へ提出するものとする。

(2) 事業者は、設置した風力発電施設について正常な機能を維持し、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。

(3) 事業者は、設置後に騒音、電波等周辺環境への影響が発生したときには、原因を調査し誠意を持って対応をするとともに、その内容を市に報告するものとする。

(4) 事業者は、設置した施設を廃止するときは、原則として速やかに施設を撤去することとし、実際に廃止（譲渡含む）したときは、発電施設廃止届（様式 5）を市に提出するものとする。

8 その他

風力発電施設の設置等に当たり、住民等から事業者へ申入れのあった事項については、速やかに市へ報告するとともに誠意を持って対応するものとする。

9 市の施策への協力

(1) 事業者は、市が実施する環境学習等に積極的に協力するとともに、地域貢献に努めるものとする。

(2) 事業者は、設置した風力発電施設の発電量等の稼働状況について、市が求める場合には報告するよう努めるものとする。

10 ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化や技術革新等の状況により、必要に応じて随時見直すこととする。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 このガイドラインの施行の際、現に本体工事に着手している風力発電施設の設置等については、このガイドラインは適用しない。
- 3 このガイドラインは、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 このガイドラインは、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。
- 5 このガイドラインは、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。